

権について履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法施行令 171 条）。

そして、地方自治法施行令 171 条を受けた長崎県財務規則 163 条では、督促は、督促日から起算して 20 日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。

また、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）。

しかし、本ケースにおいては、分納がなされなくなった平成 28 年 10 月以降、債務者及び保証人らに対して上記地方自治法施行令及び長崎県財務規則に基づく督促手続は取られていない。

履行期限経過後、速やかに督促手続を行うことは債権回収の実効性を高めるものであり、特に、本件では平成 30 年 5 月に償還計画書の提出を受けているのであるから、かかる償還計画書に基づく分納がなされなかった時点で速やかに督促手続を行うべきであった。

【指摘事項】

履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。

【問題点②】

主債務者及び保証人らによる相保証がなされている。

本ケースの保証人 B は、自身も農業改良資金貸付制度に基づく貸付を受けており、B の主債務の保証人は、本ケースの主債務者である A である。

これは、債権者が債務者同士を互いに保証人にする「相保証」であり、債務者同士に保証債務を負わせることにより、破産や債務整理をさせないよう心理的負担を与えと言われる形態である。

しかし、相保証は、どちらかの債務者が自己の債務の弁済ができなくなると、他方もまた自分の債務に加えて保証債務の履行を求められ、その結果他方の債務者も弁済ができなくなるという共倒れの危険性ははらむものである。

本ケースにおいても、B は農業改良資金貸付を受けており、自身の主債務については長期分納をしている状況である。

このような状況において、主債務者同士に相保証させても、主債務の担保としての効力が期待できず、かえって主債務者同士の共倒れを生じさせる恐れがあり、県の財産である債権を適正かつ効率的に管理するという観点からは望ましくない。

【意見】

本貸付を受けている主債務者同士の相保証契約は、担保としての効力に乏しく、

主債務者同士の共倒れを生じさせる恐れがあり、債権管理上望ましくない。

(3) ケース 2

【債権の発生原因, 概要】

平成 11 年に、青年農業者等育成確保資金として、A に対して農業改良資金貸付制度に基づく貸付を行った。B 及び C が保証人となっている。

一度も償還をされることなく、A は平成 18 年に自己破産手続を執っている。

B 及び C に対して文書催告はしているものの、現在も償還はない。

【問題点①】

保証人への督促の手続が遅い。

債権管理簿を確認すると、A に対する文書催告は平成 16 年の延滞後から定期的に行われているが、保証人に対して文書催告をしたのは、A の自己破産手続後の平成 19 年が初めてであり、その後も平成 19 年から平成 27 年までは年に一度程度の文書催告しかしていない。

保証人の保証がある債権については、主債務者への督促後相当期間を経過しても履行されないとき、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）。

平成 21 年 1 月に農業経営課金融班が作成した「農業改良資金債権管理マニュアル」における「7 連帯保証人の取扱い」の中でも、回収事務を円滑に進めるためには基本的に連帯保証人への通知はなるべく早い方が好ましい旨記載されている。

本ケースは、貸付直後から全く償還がなされておらず、主債務者からの履行が見込まれないことが予想可能な事案であることから、保証人への督促を早期に検討してしかるべきである。

【指摘事項】

債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに保証人への請求等を行うべきである。

【問題点②】

保証人の保証債務について、時効中断の手続が取られておらず、消滅時効が完成している。

本ケースは、主債務者である A が一度も償還することなく、平成 18 年に自己破産手続を執っており、その後保証人である B 及び C からの償還もない。

主債務者の破産における保証債務への影響については、破産手続が配当事案か廃止事案か、また、債権届出の有無によって影響が生じるかどうか異なり、まず、主債務者の破産手続において破産債権を裁判所に届けると、債権の履行を「請求」したのものとして消滅時効が中断し（民法 147 条 1 号、152 条）、連帯保証債務の消

滅時効も中断する。

そして、破産手続が配当事案であり、破産債権の届出後に行われる破産管財人による債権調査の結果、破産債権者表に記載された場合、その債権者表には確定判決と同一の効力が認められ（破産法 124 条 3 項）、消滅時効の期間が 10 年に延長され（民法 174 条の 2）、破産手続終了後、改めて消滅時効の進行が開始される（平成 7 年 3 月 23 日最高裁判決）。

ただし、債務者の破産手続において、債権者に配当する財産が無いなどの理由で配当手続が行われない場合は、破産管財人は債権調査を行わないので、破産債権者表も作成されず、消滅時効の期間も延長されない。

本件においては、A の破産手続が配当事案であったか否かは不明であるが、どちらであったとしても、すでに破産手続終了からは 10 年以上が経過していると考えられ、県として民法所定の時効中断の手続（民法 147 条）を執っていないことから、既に私債権である主債務は、10 年の消滅時効が完成していると考えられる。

また、債権管理簿から、保証人らに対して文書催告が行われていることが確認できるが、前述した全体の問題点のとおり、「備考」欄には文書催告の相手が単に「保証人」としか記載されていないことから、B と C のいずれなのか特定できない。ヒアリングの結果、B に対して平成 19 年 3 月に、C に対して平成 24 年 2 月に、それぞれ督促がなされ、ここで時効中断していることは確認できた。しかし、B に対してその後裁判上の請求など時効中断の手続を行っていないため、B についての保証債務は 10 年の消滅時効が完成していると思われる。

【指摘事項】

債権の消滅時効の管理として、時効完成前に裁判所上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。

第 15 林政課

1 債権の概要

林政課が管理する債権は、以下のとおりである。

- ①森林組合等事業資金
- ②木材産業等高度化推進資金
- ③林業・木材産業改善資金
- ④県営林産物売払代金
- ⑤県営林産物売払代金納入延滞金

平成 29 年度末時点で収入未済があったのは、③林業・木材産業改善資金のうちの林業生産高度化資金貸付金である。

(1) 林業・木材産業改善資金貸付制度の概要

昭和 51 年 6 月 1 日、林業・木材産業経営の改善等を目的として、林業・木材産業改善資金助成法、同施行令が制定された。昭和 52 年、長崎県においても長崎県林業改善資金貸付規程が制定され、平成 15 年 11 月 18 日には規程の全部が改正され長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程が制定された。同規程の最終改正は平成 29 年 3 月 28 日である。

林業従事者等に対し、設備投資等の資金を貸し付けるもので、限度額は、個人 15,000,000 円、会社 30,000,000 円、会社以外の団体 50,000,000 円であり、無利子で償還期間は原則 10 年である。

(2) 債権の性質

全て私債権。

消滅時効の期間や起算点などは、商法・民法による。

2 収納状況

債権名 [林業・木材産業改善資金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	22,405,990	5	90,000	2	4,110,000	1	18,205,990	4
	合計	22,405,990	5	90,000	2	4,110,000	1	18,205,990	4
平成28年度	現年								
	過年度	18,205,990	4	360,000	3			17,845,990	4
	合計	18,205,990	4	360,000	3	0	0	17,845,990	4
平成29年度	現年								
	過年度	17,845,990	4	240,000	4			17,605,990	3
	合計	17,845,990	4	240,000	4	0	0	17,605,990	3

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 3 件の債権管理につき,集中的にヒアリング(平成 30 年 8 月 21 日)を実施するとともに,後日追加提出のあった資料の精査を行った。

4 問題点の抽出

【債権の発生原因】

A社は,平成 12 年に林業生産高度化資金を 4,935,000 円借入れ(以下「債権①」という。),平成 14 年に,同資金を 17,180,000 円借入れた(以下「債権②」という。)。平成 15 年には上記 A 社の連帯保証人である債務者 B が,同資金より立木購入費用として 4,900,000 円借入れた(以下「債権③」という。)。A 社の債務は,A 社代表者(当時),B 外 1 名が連帯保証し,債権②には不動産担保が付されている。B の債務は,A 社代表者外 1 名が連帯保証している。

【問題点①】

債権管理簿の記載に不十分なし不正確な部分が散見された。

債権①については,「発生原因」の欄が空欄であり,「消滅年月日」欄には,本来の償還完了予定年月日が記載されている。債権②については,借受人が A 社であるにも関わらず,「債務者」の「氏名」欄に A 社代表者名が記載され,発生原因が空欄である。また,償還完了になっていないにも関わらず,「消滅年月日」欄には,「24 年 2 月 24 日」と記載されている。債権③については,「発生原因」欄が空欄であり,償還完了になっていないにも関わらず,「消滅年月日」欄には,「21 年 3 月 13 日」と記載されている。

「債権の管理について」の債権管理簿記載要領は次のとおり定めており,これに反しているため,債権の管理上問題である。

「債権の管理について」(抜粋)

第 2・8・オ

(5) 「債務者の住所」欄は,法人にあつてはその所在地を,「債務者の氏名」は法人にあつてはその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(6) 「発生年月日」欄は債権が発生した日又は県に帰属した日を記載するものとし,「消滅年月日」は債権が消滅した日を記載すること。

(7) 「発生原因」欄には,債権が発生し又は県に帰属した原因についてその経過がわかる程度に要点を記載すること。

【指摘事項】

債権管理簿は、「債権の管理について」第2・8以下に定められている記載要領に従って記載すべきである。

【問題点②】

どの債権においても、10年以上の間、少額の分納を受けている状態が続いている。担当者が、長年の間、多数回の催促や、償還協議等を行い、回収に努力している点は評価できる。しかし、債務者及び保証人からの聴取以外に、債務者らの財産調査を行った形跡は、平成29年に債務者の不動産の登記を確認し不動産の現地調査をしたこと以外見当たらない。地方自治法等の法令に基づく履行期限の延長等ではないにせよ、県が分納を受ける形になっている以上、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)記載の方法に準じた財産調査を行い、支払能力等を確認することが必要ではないか。

【指摘事項】

法令に依拠しない分割納付等を受ける場合にも、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)以下に記載された方法に準じた財産調査（任意調査）を行い、支払能力等の確認をした上で、分割納付等の具体的条件を判断するべきである。

第 16 監理課

1 債権の概要

監理課が管理する債権は非常勤嘱託職員の報酬返納金の不当利得返還請求債権である。

債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

なお、上記債権については、これを公債権とする見解もあるが、監査人としては私債権とする見解に立つため、以下、かかる見解を前提として記述する。

2 収納状況

債権名 [非常勤嘱託職員の報酬返納金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度								
	合計								
平成28年度	現年								
	過年度	50,120	1			0	0	50,120	1
	合計	50,120	1			0	0	50,120	1
平成29年度	現年								
	過年度	50,120	1			0	0	50,120	1
	合計	50,120	1			0	0	50,120	1

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 1 件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 22 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている 1 件の債権につき監査した結果、管理に問題があるとまでは認められなかったが、今後、問題になりうる点が認められた。

【債権の発生原因等】（以下、当該債権が私債権であることを前提とした記述である。）

債務者は、対馬振興局の非常勤嘱託職員であったが、平成 28 年 1 月、母親が急病であるため実家に一時帰省するとだけ連絡した後連絡がとれなくなり、その後欠勤が続いた。同年 1 月分給与は既に支払い済みであり、2 月分及び 3 月分給与については、支給停止となっている。

雇用期間満了日である同年 3 月 29 日をもって債務者との雇用契約が終了したことで、支給済みの 1 月分給与の一部が無給休暇取得及び欠勤扱いに伴い過払いとなって、不当利得

返還請求債権が発生し、同日付で戻入決議がなされた。

【問題点①】

債務者に対する過払い給与の不当利得返還請求債権について、対馬振興局では公債権として時効期間は5年であるとの見解を示している。

【見解】

過払い給与の不当利得返還請求債権については、給与が公法上の原因によって生じた債権であるため、過払い給与の返還がその裏返しの権利であるとして、地方自治法（以下「法」という。）236条1項の適用がある（消滅時効期間は5年）とする見解もある。過払いとなった扶養手当や通勤手当に対する不当利得返還請求権について、同債権が公法上の債権であり時効期間は5年であるとする行政実例があるが、これも、同様の根拠によるものである（昭和29年3月10日行実，昭和39年3月10日行実）。

しかしながら、過払い給与の返還請求債権は私債権であり、消滅時効期間は10年と考えられる。その理由は以下のとおりである。

（1）私法上の原因によって発生した債権であること

過払い給与の返還請求権は、公法上の原因（給与の支払い）によって発生するものではなく、あくまでも給与の過払いによって生じた不当利得であり、私法上の原因（民法703条）によって発生した債権といえる。

この点、本件では、平成28年3月29日付で戻入決議がなされているが、債務者に対する不当利得返還請求債権は、戻入決議によって発生するものではない。すなわち、戻入とは、支出の原因がないにもかかわらず誤って支出した金額（誤払い）又は計算違い等により正当な債務を超えて支出した金額（過渡し）等本来支出の必要がなかった金額の返納を受けるについて、これを歳入としてではなく歳出科目に戻し入れることをいうのであり（自治法施行令159条）、あくまでも行政機関の内部的な行為であり、行政処分には該当しない。

（2）債務者に不服申立ての手段がないこと

前述のとおり、行政庁による給与等の手当金の過払金は民法上の不当利得に当たり、その返還請求債権は行政処分によって発生する債権ではないため、債務者には不服申立ての手段がない。

（3）一連の司法判断

従来、水道料金は行政実例により公法上の債権とされていたが、水道供給契約は私法上の契約であり、水道料金債権は私法上の金銭債権であると判示した東京高等裁判所平成13年5月22日判決（最高裁判所平成15年10月10日決定・上告不受理）を受け、行政実例が変更されている。

また、従前、公立病院の診療に関する権利についても見解が分かれており、行政実

例では公法上の債権とされていたが、最高裁判所は、公立病院の診療に関する権利は民法に定める債権に該当するとして、民法 170 条 1 号により時効期間を 3 年と判示したため（最高裁平成 17 年 11 月 21 日判決）、行政実例は変更されるに至っている。この平成 17 年の最高裁判決は、公立病院の診療に関する権利については、国の権利義務を早期に決済する必要性といった行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互における損害賠償の関係とその目的性質を異にする必要がないと判示しており、係争請求権の具体的な目的や性質に着目した時効規定適用基準を示している。過払い給与の不当利得返還請求債権についても、行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互の関係（使用者と被用者）と何ら性質を異にするものではない。

その後も、管理職ではない消防職員であった被告らに対する管理職手当の返還を求めた不当利得返還請求訴訟の下級審において、裁判所は、「原告の本訴請求は、民法上の不当利得返還請求権に基づくものであり、消滅時効期間は、10 年になる」と判示し、法 236 条により 5 年の消滅時効に服するとする被告らの主張を排斥している（名古屋地方裁判所平成 23 年 11 月 30 日判例）。

このような一連の司法判断を踏まえれば、過払い給与の返還請求債権の性質が司法の場で争われれば、消滅時効期間は 10 年である旨の判断がなされることが考えられる。

(4) 結論

以上の事情に照らせば、過払い給与の返還請求債権は私債権であり、消滅時効期間は 10 年と考えられるため、今後の裁判例の動向には留意すべきである。

【問題点②】

債務者は住民票を移すことなく所在不明となっているため、その後も年度初めには、毎年、住民票を取り寄せて所在調査を行っているものの、住民票は移っておらず、従前のままである。

今後も所在調査を続けるなどして債権管理を続ければ、債権管理に要するコストだけで、債権額（約 5 万円）を超えてしまうことも見込まれる。そこで、本件においては、今後、徴収停止の手続をとることが考えられる。

【見解】

本件では、「債務者の住所が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。」の要件、又は、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」の要件を充足する見込みが高いため、知事の承認を受けて徴収停止の手続をとることは可能と考えられる（地方自治法施行令 171 条の 5）。

したがって、債務者が今後も住民票を移すことなく、その他の調査を尽くしても所在が明らかにならない場合には、徴収停止の手続をとることが考えられる。

第 17 道路維持課

1 債権の概要

道路維持課が管理する債権は、

- ①道路法 58 条の原因者負担命令に基づく道路復旧工事費用原因者負担金
 - ②都市公園法 6 条 1 項の占有許可に伴う西海橋公園使用料
- である。

(1) 制度の趣旨

①道路法 58 条の原因者負担命令制度の趣旨

道路が損傷した場合の復旧の手法としては、道路法 22 条に基づき道路損傷復旧を必要とするに至った原因者に復旧工事の施工を命じる「原因者施工」と、同法 42 条に基づき道路管理者が復旧工事を行い、原因者に対してその費用負担を命ずる「道路管理者施工」の 2 種類が挙げられる。「道路管理者施工」の場合には、同法 58 条に基づいて原因者に対して道路補修費用の負担命令が発せられるが、この負担命令は、民法の不法行為責任とは異なり、加害者の故意・過失の有無を問わない無過失責任である。

同法 58 条の負担命令は行政処分であるため、負担命令を受けた者は審査請求により不服申立てが可能であり（同法 96 条 2 項）、また、負担命令に従わない場合には、国税滞納処分の例により強制徴収が可能である（同法 73 条 3 項）。

②都市公園法 6 条 1 項の占有許可に伴う占有料の趣旨

都市公園内に公園施設以外の工作物を設けて占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない（都市公園法 6 条 1 項）、かかる占有許可を受けた者は使用料を納付しなければならない（同法 18 条、長崎県立都市公園条例 11 条）。

占有許可に伴う使用料は、公の施設の利用という公法上の原因に基づいて発生する債権であるため（地方自治法 225 条）、公債権として消滅時効期間は 5 年であるが（同法 236 条 1 項）、強制徴収に関する規定は存在しない。

(2) 債権の性質

①道路法 58 条の原因者負担命令に基づく道路補修費用

強制徴収公債権

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

②都市公園法 6 条 1 項の占有許可に伴う使用料

非強制徴収公債権

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

2 収納状況

債権名 [道路復旧工事費用原因者負担金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	103,680	1	0	0			103,680	1
	過年度	2,461,000	1	0	0			2,461,000	1
	合計	2,564,680	2	0	0			2,564,680	2
平成28年度	現年							0	
	過年度	2,564,680	2	39,000	1			2,525,680	2
	合計	2,564,680	2	39,000	1			2,525,680	2
平成29年度	現年	270,000	1	8,000	1			262,000	1
	過年度	2,525,680	2	110,000	1			2,415,680	2
	合計	2,795,680	3	118,000	2			2,677,680	3
債権名 [西海橋公園使用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	372,506	1	10,000	1			362,506	1
	過年度			0				0	
	合計	372,506	1	10,000	1			362,506	1
平成28年度	現年	372,506	1	20,000	1			352,506	1
	過年度								
	合計	372,506	1	20,000	1			352,506	1
平成29年度	現年	372,506	1	0	0			372,506	1
	過年度	352,506	1	0	0			352,506	1
	合計	725,012	2	0	0			725,012	2

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 5 件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 22 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている 5 件の債権につき監査した結果、いずれの債権についても管理に問題があると判断した。なお、この 5 件のうち 2 件は別個の債権として扱われているが、同一人に対する関連性のある債権であるため、同一に論ずることとする。

(1) ケース 1

【債権の発生原因等】

債務者は、平成 25 年 3 月 6 日、国道において物損事故（以下「第 1 事故」という。）を起こし、石柱フットライト 1 基及び横断防止柵 2 基が損傷した。その後、道路復旧工事施工命令が発せられたが、実施されなかったため、債務者に道路復旧工事施工通知書を発送した上で、県において復旧工事を行い、平成 30 年 2 月 28 日付で道路復旧工事費用の 270,000 円の負担命令が発せられ、同日付で納入通知書が発行された。

平成 30 年 3 月 5 日から同年 8 月 15 日までに、5 回債務者宅を訪問し、債務者よ

り、それぞれ 5,000 円ないし 3,000 円ずつ合計 21,000 円の弁済を受けている。

なお、債務者は、平成 26 年 3 月 19 日にも、同国道において物損事故（以下「第 2 事故」という。）を起こしているが、未だ、調定はなされていない。

【問題点①】

当該債権については、納入通知書が発行されているものの、その後、督促がなされることなく、分割での弁済がなされるに至っている。地方自治法上、公債権を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない（地方自治法 231 条の 3 第 1 項）、強制徴収公債権については、督促を受けた者が期限までに納付しない場合には、滞納処分を行うことができる（同条第 3 項）。すなわち、強制徴収公債権における督促は、法的な義務であると同時に、滞納処分の要件でもある。

【指摘事項】

当該債権は強制徴収公債権であるため、納入通知書で指定された期限内に義務履行がなされなかった場合には、督促を行うべきである。

【問題点②】

債務者の第 1 事故の負担命令にかかる債権管理簿の「発生年月日」欄には、「平成 25 年 3 月 6 日、平成 26 年 3 月 19 日」との記載があり、第 1 事故発生日、第 2 事故発生日がいずれも記載されている。第 1 事故は不法行為に該当するため、債務者には不法行為に基づく損害賠償債務も発生しているが、本ケースは、負担命令に基づく債権であるため、債権発生日は負担命令の発令日である。

なお、負担命令に基づく債務が発生する場合に、不法行為に基づく損害賠償債務も発生するののかについては争いがあり、道路法上の負担命令が民法上の不法行為の特別法であるとして競合を認めない見解もあるが、両制度は要件や消滅時効期間を異にした別個の制度であるため、民法の不法行為責任を排除すべき理由はない（通説）。

【指摘事項】

当該債権の発生日は、負担命令の発令日である平成 30 年 2 月 28 日であり、また、不法行為の時効との混同を避けるという時効管理の観点からも、債権管理簿の「発生年月日」欄には、負担命令発令日を記載すべきである。

【指摘事項】

未だ調定がなされていない第 2 事故に関する債権は、同一債務者に対する債権ではあるものの、第 1 事故に関する債権とは別個のものであるため、債権管理簿も別に作成されるべきである。したがって、第 2 事故の債権にかかる記載は、「発生年月日」欄に記載すべきではない。

【問題点③】

債務者は生活保護受給者であり、また、精神疾患のために通院治療中であるが、このような事情は、債権管理簿には記載されていない。

【意見】

生活保護受給者であることや受給決定日、精神疾患での通院の事実などは、「債権の管理に関する事項」ないし「備考」の欄に記載を義務付けられた事項とまでは言い切れないが、滞納処分を検討するにあたっての考慮事情といえるため、債権管理簿に記載しておくことが望ましい。

(2) ケース 2

【債権の発生原因等】

債務者は、平成 26 年 12 月 10 日、国道において物損事故を起こし、横断防止柵が損傷した。その後、道路復旧工事施工命令が発せられたが、実施されなかったため、道路復旧工事施工通知書を発送した上で、県において復旧工事を行い、平成 28 年 1 月 18 日付で道路復旧工事費用 103,680 円の負担命令が発せられた。

【問題点④】

債務者の負担命令にかかる債権管理簿の「発生年月日」欄には、「平成 26 年 12 月 10 日」との記載があり、事故発生日が記載されているが、当該債権は、負担命令に基づく債権であるため、債権発生日は負担命令の発令日である。

なお、本ケースでは、負担命令発令後に調定がなされているが、調定はあくまでも内部的な意思決定行為にとどまり、行政処分には該当しない。

【指摘事項】

ケース 1 の問題点②で指摘したとおり、債権管理簿の「発生年月日」欄には、負担命令発令日（平成 28 年 1 月 18 日）を記載すべきである。

(3) ケース 3

【債権の発生原因等】

債務者は、都市公園法上の占有許可を受けて、飲食店を経営していたが、営業不振により、平成 28 年度分使用料 372,506 円、平成 29 年度分使用料 372,506 円を支払うことができなくなった。その後、平成 28 年度分使用料については、平成 29 年 3 月 13 日から平成 30 年 8 月 10 日にかけて合計 200,000 円の一部弁済がなされている。

【問題点⑤】

債務者は、平成 28 年分使用料について、平成 28 年 6 月、平成 29 年 6 月に、いずれも履行延期が認められており、また、平成 29 年分使用料についても、平成 29 年 6 月、平成 30 年 7 月に、いずれも履行延期が認められている。このように、本ケースでは、各債権について、それぞれ 2 度にわたって、履行延期が認められている。

長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない（同管理規程 12 条 2 項）、また、必要な財産調査を行わなければならない（同条 3 項）。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・(1)）。

本ケースにおける履行延期は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・③）。

【指摘事項】

法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。

やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査は行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の 1 回の支払額、分割納付の期間などについても、より一層厳格に判断すべきである。

【問題点⑥】

平成 28 年度分使用料、平成 29 年分使用料については、それぞれ別々に債権管理簿が作成されているが、平成 29 年分使用料に関して認めた 2 度目の履行延期（平成 30 年 7 月）は、平成 28 年度使用料の債権管理簿に記載されているものの、平成 29 年度分使用料の債権管理簿には記載されていない。

【指摘事項】

当該債権について、履行延期や分納の措置をとった場合には、例えそれが法令に依拠しない実務上の措置であったとしても、当該債権の債権管理簿に記載すべきである。

(4) ケース 4

【債権の発生原因等】

債務者 A、B は兄弟であり（当時共に未成年者）、平成 23 年 8 月 1 日、橋上で花

火をしていたところ、コンテナに燃え移り橋が損傷した。県において復旧工事を行い、債務者らに対し、平成25年8月9日付で道路復旧工事費用2,461,000円の負担命令が発せられ、同年9月12日付で督促がなされた。

本ケースでは、債務者らについて、滞納処分の執行によって生活を著しく窮迫させるおそれがあると認めたことから、平成26年3月28日付で滞納処分の執行停止がなされた。その後、債務者らが収入を得るようになったため、平成29年1月25日付で滞納処分執行停止が取り消された。

給与の差押えを検討するため、給与明細書の取寄せ、預金や市県民税の課税状況の調査を行ったが、分納での回収を目指すこととなり、平成29年5月16日付で分納誓約書（債務者らで毎月10,000円以上を納付する）の提出を受け、平成30年7月までに、概ね毎月10,000円、合計169,000円の弁済を受けている。

【問題点⑦】

負担命令に基づく債務は、債務者A、Bの連帯債務といえるが、分納の誓約をさせる場合には、A、B双方にその責任を自覚させる必要がある。平成29年5月16日付の分納誓約書には、債務者A、Bの分納額が合計10,000円以上とされているにとどまり、A、Bのそれぞれの支払額は定められていない。

【意見】

債務者A、Bについて、分割納付の誓約をさせるにあたっては、各債務者に支払いの意識を持たせ、履行を確保するため、債務者ごとの支払額を定めておくことが望ましい。

【問題点⑧】

平成29年5月16日付分納誓約書には、債務者の父親による保証がなされ、「道路復旧工事負担命令額については、私が保証します。」との文言がある。しかしながら、保証の具体的内容については、「納付者が納付しない場合は、私が責任をもって納付します。」となっており、債務者らが、誓約した月額（10,000円）に満たなくとも分納を継続している限りは、保証人に不足額を請求することができないようにも読める。

また、かかる分納や保証の誓約は法的根拠が曖昧である。

【意見】

保証人を付ける場合には、法的根拠が曖昧な「誓約」という実務上の扱いをするのではなく、法的根拠のある（連帯）保証契約を締結することが望ましい。

第 18 港湾課

1 債権の概要

(1) 港湾課が管理する債権は以下の 8 種である。

- ①港湾区域内水域等占用料
- ②港湾施設使用料
- ③ターミナルビル使用料
- ④ターミナルビル共益費
- ⑤ターミナルビル電気料等
- ⑥港湾施設使用料相当額（不当利得）
- ⑦沈没船引き揚げ費用
- ⑧合衆国軍隊等の行為等による損害の賠償金

(2) 債権の性質

上記①は強制徴収公債権。

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

上記②のうち 1 個は強制徴収公債権。ただし、担当部署の見解により強制徴収公債権と分類されており、この点については後に検討する。それ以外は非強制徴収公債権。公債権の場合、消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

上記③は非強制徴収公債権。

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

上記④ないし⑧は私債権。

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [港湾区域内水域等占用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	70,434,281	-	70,434,281	-	0	0	0	0
	過年度	514,200	6	99,900	1	0	0	414,300	5
	合計	70,948,481	-	70,534,181	-	0	0	414,300	5
平成28年度	現年	71,874,375	-	71,874,375	-	0	0	0	0
	過年度	414,300	5	38,000	1	0	0	376,300	4
	合計	72,288,675	-	71,912,375	-	0	0	376,300	4
平成29年度	現年	73,735,747	-	73,735,747	-	0	0	0	0
	過年度	376,300	4	5,000	-	0	0	371,300	4
	合計	74,112,047	-	73,740,747	-	0	0	371,300	4

債権名 [港湾施設使用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	842,189,523	-	841,954,854	-	0	0	234,669	2
	過年度	1,379,798	34	37,692	1	918,164	23	423,942	10
	合計	843,569,321	-	841,992,546	-	918,164	23	658,611	12
平成28年度	現年	765,449,368	-	765,449,368	-	0	0	0	0
	過年度	658,611	12	234,669	2	82,603	2	341,339	8
	合計	766,107,979	-	765,684,037	-	82,603	2	341,339	8
平成29年度	現年	755,324,707	-	755,275,827	-	0	0	48,880	1
	過年度	341,339	8	5,000	0	8,000	1	328,339	7
	合計	755,666,046	-	755,280,827	-	8,000	1	377,219	8

債権名 [ターミナルビル使用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	40,036,719	-	40,036,719	-	0	0	0	0
	過年度	6,056,952	52	0	0	0	0	6,056,952	52
	合計	46,093,671	-	40,036,719	-	0	0	6,056,952	52
平成28年度	現年	10,674,867	-	10,674,867	-	0	0	0	0
	過年度	6,056,952	52	0	0	0	0	6,056,952	52
	合計	16,731,819	-	10,674,867	-	0	0	6,056,952	52
平成29年度	現年	7,121,647	-	7,121,647	-	0	0	0	0
	過年度	6,056,952	52	0	0	0	0	6,056,952	52
	合計	13,178,599	-	7,121,647	-	0	0	6,056,952	52

債権名 [ターミナルビル共益費]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2
	合計	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2
平成28年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2
	合計	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2
平成29年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2
	合計	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2

債権名 [ターミナルビル電気料等]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	46,089	2	0	0	0	0	46,089	2
	過年度	287,964	9	0	0	0	0	287,964	9
	合計	334,053	11	0	0	0	0	334,053	11
平成28年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	334,053	11	46,089	2	0	0	287,964	9
	合計	334,053	11	46,089	2	0	0	287,964	9
平成29年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	287,964	9	0	0	0	0	287,964	9
	合計	287,964	9	0	0	0	0	287,964	9

債権名 [港湾施設使用料相当額(不当利得)]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	2,065,456	5	0	0	50,000	0	2,015,456	5
	合計	2,065,456	5	0	0	50,000	0	2,015,456	5
平成28年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	2,015,456	5	70,000	0	0	0	1,945,456	5
	合計	2,015,456	5	70,000	0	0	0	1,945,456	5
平成29年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	1,945,456	5	25,000	0	0	0	1,920,456	5
	合計	1,945,456	5	25,000	0	0	0	1,920,456	5

債権名 [沈没船引き揚げ費用]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,542,450	1	0	0	0	0	1,542,450	1
	合計	1,542,450	1	0	0	0	0	1,542,450	1
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,542,450	1	0	0	0	0	1,542,450	1
	合計	1,542,450	1	0	0	0	0	1,542,450	1
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,542,450	1	7,000	-	0	0	1,535,450	1
	合計	1,542,450	1	7,000	-	0	0	1,535,450	1

債権名 [合衆国軍隊等の行為等による損害の賠償金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	現年	1,644,192	1	0	0	0	0	1,644,192	1
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,644,192	1	0	0	0	0	1,644,192	1
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,644,192	1	0	0	0	0	1,644,192	1
	合計	1,644,192	1	0	0	0	0	1,644,192	1

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっているすべての債権管理につき、ヒアリング（平成 30 年 8 月 26 日，同年 10 月 4 日）を実施するとともに，追加調査を担当者に依頼し，提出資料の精査を行った。

4 問題点の抽出

(1) 港湾区域内水域等占用料について

【債権の発生原因等】

港湾区域内水域について，債務者の店舗の水域占用を原因として，長崎県港湾管理条例 16 条に基づき占用料が発生したものである。占用料は平成 12 年度と平成 15 年度発生分。件数は 1 件である。債務者は平成 13 年に死亡しており，相続人である配偶者が少額の分割納付を不定期に続けている。店舗は平成 16 年から使用されておらず，同年から占用許可を出していないが，解体費用を債務者相続人が捻出できず，店舗はそのままとなっている。

【問題点①】

分割納付を受けているにも関わらず，債権管理簿の「債務の履行の方法」欄にも，「債権の消滅」欄にも記載がない。記載の不備があることで，債権管理簿からは債権の管理状況の全容が読み取れなくなっており，債権管理上問題がある。

【指摘事項】

「債権の管理について」に詳しく規定されている債権管理簿の記載方法を遵守すべきである。

【問題点②】

相続人への督促・催促が不十分である。

債務者死亡後の平成 13 年 5 月に，債務者の戸籍調査を行い，配偶者と子 3 人の相続人があることが判明している。しかしながら，子 3 人への督促は行っておらず，専ら配偶者に対して督促や催促を繰り返している。

また，平成 12 年度の占用料については，金銭債権である。債務者が死亡し，相続人が数人ある場合に，被相続人の金銭債務その他の可分債務は，法律上当然分割され，各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継するものと解されている（最高裁昭和 34 年 6 月 19 日判決等）。平成 12 年度分占用料については，他の法定相続人が相続放棄しているか，債務者の配偶者が債務引受する等の事情がない限り，債権額の 2 分の 1 しか請求できないにも関わらず，全額を請求している。

【指摘事項】

金銭債務の相続があり，複数の法定相続人がある場合には，相続分に応じて債務が承

継されることを念頭に、各相続人に対する督促等を怠らないようにすべきである。

複数の相続人のうち、特定の相続人に対してのみ請求をする方針とする場合は、併存的債務引受があったことを書面化しておくべきである。

【問題点③】

強制徴収公債権であるにも関わらず、債務者相続人に対する財産調査や滞納処分の検討が不十分である。

債務者の配偶者からは、平成17年分から平成20年分までの確定申告書を徴しており、平成21年度の名寄帳を取得している。しかし、それ以後は、分納が約定とおりに履行されていないにも関わらず、債務者の配偶者からの聴き取りをするのみで、所得関係の書類を徴していない。また、債務者の配偶者は賃貸アパートを所有していたが、県は差押等を検討した痕跡がない。

【指摘事項】

分納誓約とおりの納付がなされていない場合には、債務者等の同意を得て、定期的に、所得証明書等の収入関係資料を徴するようにすべきである。

債務者等の不動産が判明した場合は、滞納処分や強制執行による回収が可能か、早期に検討すべきである。

(2) 港湾施設使用料について

ア 強制徴収公債権と扱われている債務者Aについて

【債権の発生原因】

平成21年、法人である債務者が、県の目的外使用許可を得て、対馬の港湾施設用地を使用していたが、経営状況悪化により使用料の未納が発生したものの。

【問題点④】

担当部署である対馬振興局においては、地方自治法231条の3第3項において法律で定める使用料については地方税の滞納処分の例により処分することができると規定され、同法附則6条1項1号に「港湾法の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取量、過怠金その他の金銭」と規定されているところ、当該使用料は、港湾法44条に基づき、長崎県港湾管理条例で料率を定めた使用料であるから、強制徴収公債権であると解している。

しかしながら、当該使用料は、港湾法に基づくものではなく、長崎県港湾管理条例に基づく目的外使用許可であることから、非強制徴収公債権と解する余地もある。

【見解】

港湾法、同法施行令、同法施行規則において、目的外使用に関する定めはない。

長崎県港湾管理条例において、目的外使用が規定されているものは、港湾施設用地(同

条例別表第1・その2)であり、その区分は以下のとおりである。

- 1 広告塔，看板，電柱その他これらに類するもの及び水管，下水道管，ガス管その他の事業用各種管類
- 2 物干場及び物置場
- 3 構造物（仮設建築物を含む。）
- 4 プレジャーボート
- 5 その他

条例における目的外使用の区分を見る限り，港湾法に基づく使用料と解することはやや無理がある。目的外使用許可は，港湾法に基づくものというより，地方自治法 238 条の 4 第 7 項の行政財産使用許可に根拠に持つものであると解するのが自然である。

したがって，本債権は，長崎県港湾管理条例 8 条の許可に基づく公債権であるが，非強制徴収公債権であると考えられる。

地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4 行政財産は，次項から第 4 項までに定めるものを除くほか，これを貸し付け，交換し，売り払い，譲渡し，出資の目的とし，若しくは信託し，又はこれに私権を設定することができない。

(中略)

7 行政財産は，その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

イ 私債権として扱われている債権について

【債権の発生原因】

平成 20 年，法人である債務者 2 社が，港の野積場を無許可で使用したことにより，使用料相当額の不当利得（1,743,000 円と 957,600 円）が発生したものの。

【問題点⑤】

相当長期間に渡り，分納も実現していない債務者がいるにも関わらず，当該債務者から生活状況を聴き取るのみで，その他の財産調査を行った形跡がない。私債権であることから，債務者の同意を得た上で収入証明資料を取得するなど財産調査をすべきではないか。

【指摘事項】

分割納付による徴収が滞っている場合等には，「長崎県債権管理規定の運用について」3・(1)・①ないし②に記載されているように，債務者へ資料提出を求めたり，債務者の同意を得て調査するなど，財産調査を行うべきである。

(3) ターミナルビル使用料, 同共益費, 同電気料等について

【債権の発生原因】

平成10年, 県管理港湾のターミナルビルで飲食店を営業していた債務者夫妻は, 平成13年ころから業績悪化のため使用料等を滞納するようになった。平成19年まで営業を続けていたが, その間に滞納した使用料等は6,000,000円以上となった。平成18年に夫は民事再生開始決定を受けたが, その後の手続の進行は不明。結局, 平成27年2月, 夫婦は2人とも破産免責を得ている。

【問題点⑥】

債務者兩名は, 平成27年2月に破産免責を得ているのに, 債権がそのまま残っている形になっている。なお, 債務者兩名に対する請求も免責後は行っていない。

ターミナルビル使用料は, 非強制徴収公債権であり, 時効の援用がなくとも, 最終の分納等から5年間で時効消滅することになり既に回収不能である。そうすると, 本来, 県の財産としては扱えない債権を収入未済として計上し続けていることになり, 不適切である。債権管理上望ましいとは言えない。

【指摘事項】

非強制徴収公債権の債務者が破産免責を得ており, かつ, 時効も期間が経過して完成しているのであるから, 速やかに不納欠損処理すべきである。

(4) 港湾施設使用料相当額 (不当利得)

【債権の発生原因】

法人2社が県の許可を受けることなく港湾施設を利用したため, 使用料相当額の不当利得が発生した。また, プレジャーボート等の私人所有船舶を, 許可を得ることなく, 港の係留場所に不法係留したため, 使用料相当額の不当利得が発生したものもある。収入未済額は約1,920,000円であり, うちプレジャーボート関係は約60,000円である。

【問題点⑦】

第1回督促状発送後, 数年間, 特段の回収手段を取っていないものが散見された。

時間をかけるほど, 時効, 破産, 相続の発生等で回収が困難になるケースが出現する確率が増えてしまう。

【指摘事項】

第1回目の督促状による納付期限までに任意の納付がない場合, 早期に回収手段の検討に入るべきである。

(5) 沈没船引き上げ費用等

【債権の発生原因】

平成23年、債務者所有の廃船が沈没し、債務者に引き上げ費用等を負担する経済力がなかったため、債務者の費用負担の承諾を得た上で、県がオイルフェンス設置費用、引き上げ費用1,542,450円を支出したものの。

【問題点⑧】

担当課の説明によれば、債務者は平成23年7月から生活保護を受給しており、履行延期申請を平成26年12月に行ったものの、書類不備という理由で履行延期は承認されていない。書類不備は納付計画書・分納誓約書の提出がなかったというものである。生活保護受給者については、早期の履行延期申請を促すべきではないか。また、履行延期申請の際に納付計画書・分納誓約書の提出は事実上不可能と思われるため、それらの書類がなくとも履行延期申請を承認すべきではないか。

【指摘事項】

生活保護受給者等、無資力であることが明らかな債務者の場合、履行延期申請を早期に促すべきである。また、無資力であることが理由で、実現可能な納付計画書・分納誓約書を提出することが事実上不可能である債務者から履行延期申請がなされた場合、これらの書類の添付がなくとも履行延期申請を承認するかどうか、検討すべきである。

(6) 合衆国軍隊等の行為等による損害賠償金

【債権の発生原因】

平成26年5月21日、佐世保港でアメリカ海軍の船舶が油流出事故を起こし、同年、県が油濁拡散防止、回収の作業を行い、費用1,644,192円を支出して、損害賠償金が発生したものの。

【問題点⑨】

平成26年中には、「損害及び加害者を知った時」（民法724条前段）が到来したと考えられるので、不法行為の3年の時効が経過している可能性がある。

【見解】

国家相手の請求権だとしても、私債権である以上、時効中断の措置を検討しておくことは必要である。

ただ、アメリカ合衆国が相手であり、政策的な考慮が必要であることに鑑み、指摘や意見とはしない。

第 19 住宅課

1 債権の概要

住宅課が管理する債権は、県営住宅使用料である。

(1) 県営住宅の家賃

県営住宅の法的根拠は公営住宅法にあり、この法律は、国と地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低額な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている（公営住宅法1条）。

公営住宅の毎月の家賃は事業主体が定めるが、家賃に関する具体的な事項については、条例で定めなければならない（同法16条1項、5項）。長崎県においては、県営住宅の入居者は、知事が、入居の申込みをした者の中から決定し（長崎県公営住宅条例8条1項、2項）、入居決定者から請書（連帯保証人との連署）の提出を受け、入居可能日を通知する（同条例13条、14条）。入居者は、毎年度、知事に対して収入申告を行わなければならないが、申告された収入額に基づいて、年度ごとに家賃額が決定される（同条例17条1項、18条1項）。

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間（民法169条で5年）や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [県営住宅使用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	4,289,930,660	12,113	4,258,714,914		0	0	31,215,746	578
	過年度	89,006,145	1,113	37,320,506	896	4,163,968	24	47,521,671	421
	合計	4,378,936,805	13,226	4,296,035,420	896	4,163,968	24	78,737,417	999
平成28年度	現年	4,239,723,818	11,991	4,207,428,243		0	0	32,295,575	592
	過年度	78,737,417	999	35,496,850	802	682,100	6	42,558,467	385
	合計	4,318,461,235	12,990	4,242,925,093	802	682,100	6	74,854,042	977
平成29年度	現年	4,224,285,302	11,833	4,184,183,552		0	0	40,101,750	622
	過年度	74,854,042	977	33,710,861	0	0	0	41,143,181	380
	合計	4,299,139,344	12,810	4,217,894,413	0	0	0	81,244,931	1,002

3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっている債権のうち10件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成30年10月16日、同月30日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている債権のうち 10 件を監査した結果、いずれの債権についても管理に問題があると判断した。

(1) 全てのケースに該当する問題点

【問題点①】

県営住宅の家賃は、債務者が居住を続ける限り定期的に発生するものであり、このような定期給付債権の時効期間は 5 年である（民法 169 条）。もっとも、滞納家賃について訴訟手続がとられた場合には、判決で確定した債権が一個の独立した債権となり、時効期間は 10 年となる（民法 174 条の 2 第 1 項）。

このように、訴訟手続がとられた後も債務者が居住を続ける場合、定期給付債権と判決で確定した債権の 2 つの異なる債権が存在することになるが、これら 2 つの債権は、時効期間が異なるにもかかわらず、同一の債権管理簿で管理を行っている。しかも、県は、これらの債権について弁済を受ける場合に、いつ、いくら弁済がなされ、その弁済がどの債権に充てられたのかを、債権管理簿に明確に記載していない。

【指摘事項】

定期給付債権と判決で確定した債権は、性質を異にするため、債権管理簿上明確に区別できるように記載するか、又は判決で確定した債権については、別の債権管理簿を作成すべきである。

【問題点②】

県は、債務者に対し、提訴、即決和解の申立て、和解に代わる決定などの裁判上の手続をとることがあるが、その際、連帯保証人を裁判手続上の当事者とはしていない。

県では、正当な理由なく催告書を受け取らないなどの理由により滞納整理が進まない者については、入居契約を解除し、住戸の明渡請求を行うこととし、明渡しに応じない場合には、知事専決処分を行って、建物明渡及び未払賃料請求の訴えを提起するとしているが（長崎県営住宅家賃滞納整理要綱・第 5）、裁判上の手続きをとる場合、連帯保証人も債務者と同様に当事者とすべきである。

【指摘事項】

債務者に対して裁判上の手続きをとる場合には、連帯保証人も裁判手続き上の当事者とすべきである。